

論壇

優良な電子帳簿の位置づけと改正



佐久間裕幸 【本郷】

I 電子帳簿保存法の改正と2種類の電子帳簿

令和3年度税制改正では、電子帳簿保存法の抜本的ともいえる改正が行われた。帳簿及び書類の電子保存、スキャナ保存の要件が大幅に緩和され、電子取引を行った場合には例外なく取引情報の電磁的記録による保存が義務付けられた。

は、従来の電子帳簿保存の要件を満たす状態のものである。次の国税関係帳簿に関する電磁的記録の備付け及び保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合に、その帳簿の記載事項に関して、修正申告書の提出、更正等があった場合に、過少申告加算税が軽減されることとされた(法8④)。

電子帳簿の保存要件は、優良な電子帳簿と一般の電子帳簿の2つに分けて、定められている。優良な電子帳簿とは、図表のとおり、税務署長の承認を得る以外

① 仕訳帳及び総勘定元帳その他必要な帳簿(所法58①、法法54)
② 当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿(消法30⑦)

図表：帳簿の電子保存の要件

Table with 3 columns: 保存要件 (①~⑥が従来の保存要件), 優良な電子帳簿, 一般の電子帳簿. Rows include ① 電磁的記録の訂正・削除・追加の事実及び内容を確認することができ... ② 帳簿間での記録事項の相互関連性の確保... ③ 電子計算機処理システムの開発関係書類等の備付け... ④ 見読可能装置の備付け等... ⑤ 検索機能の確保... ⑥ 届出... ⑦ 質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めがある場合には... ⑧ 質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めがある場合には...

③ 売上げに係る対価の返還等をした金額の明細を記録した帳簿(消法38②)
④ 特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額の明細を記録した帳簿(消法38②②)
⑤ 保税地域からの引取りに関する事項を記録した帳簿(消法58)

は、「国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存の要件が大幅に緩和されましたが、記帳水準の向上に資する観点から、事後検証可能な高い改正前の電子帳簿保存法の要件を満たす電子帳簿については、いわば経理誤りを是正しやすい環境を自ら整えているものといえるため、他の最低限の要件を満たす電子帳簿との差別化を図り、その普及を進めていく必要がありま

II 優良な電子帳簿の要件の範囲

優良な電子帳簿の要件は、多くの会計システムがこれまでの電子帳簿保存法への対応により満たしており、過少申告加算税の軽減もあるのであれば、多くの企業が活用を検討したいと考えるはずである。

今般の税制改正における優良な電子帳簿という制度

「適用を受ける電子帳簿のうち、財務省令で定めるものは、電子帳簿保存法施行規則第5条第1項に列挙されており、たとえ法人税であれば、と認定されれば、仕訳帳・総勘定元帳での優良な電子帳簿まで認められなくなってしまうことになる。

と認定されれば、仕訳帳・総勘定元帳での優良な電子帳簿まで認められなくなってしまうことになる。所得税の場合であるが、青色申告特別控除65万円の適用をするには優良な電子帳簿による電子保存または電子申告のいずれかを行っている必要がある(改正措置法25の2④)。この数年、所得税の電子帳簿保存の申請件数が多かったのはこの65万円控除のためであるという話もある。しかし、主要簿だけでなく補助簿まで優良な電子帳簿による保存の準備をしていた納税者はどれだけのであろうか。

あらためて、こうした解釈となる理由を条文から検討してみたい。電子帳簿保存法第8条第4項では、電子帳簿のうち、財務省令で定めるものに係る電磁的記録の備付け及び保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合には、過少申告加算税の金額を減額する旨を定めている。

電子帳簿のうち、財務省令で定めるものは、電子帳簿保存法施行規則第5条第1項に列挙されており、たとえ法人税であれば、と定められているのである。法人税法施行規則第54条に規定する帳簿その他の帳簿について、記録された事項に修正申告等があった場合には電子帳簿保存法第8条第4項の規定の適用を受ける旨等の事項を記載した届出書を納税地等の所轄税務署長に提出しているものであるとされている。

III 優良な電子帳簿の制度利用は可能なのか

このような文理解釈の結果として、優良な電子帳簿の適用を受けたい場合には、電子保存しているすべての帳簿は優良な電子帳簿の保存要件を満たす必要があるという結論となり、それを明示したのが、「適用を受けようとする税目に係る全ての帳簿を規則第5条第5項の要件に従って保存し」という国税庁Q&Aの

記述ということになる。したがって、1台でも有形固定資産を所有している場合は、固定資産管理台帳という補助簿の備付け及び保存があつてしかるべきとなり、多くの得意先への債権の発生及び消滅の状況が総勘定元帳からでは追い切れない場合、当然に得意先元帳が必要な帳簿であるということになる。

1 財務省「令和3年度税制改正の解説」P. 9
2 正式名称は、「電子帳簿保存法一問一答【電